

<発表資料>

2024年7月9日24061

アイマスクに関する、アイリスオーヤマへの 意匠権侵害差止仮処分命令の申立てについて

花王株式会社(社長・長谷部佳宏)は、アイリスオーヤマ株式会社より販売されているアイマスク「モイスクル じんわりホットアイマスク」について、花王の保有する意匠権(登録1330629号)を侵害するとして、2024年7月2日、東京地方裁判所に対象製品*の販売等の差止めを求める仮処分の申立てを行いました。

* 対象製品 アイリスオーヤマ株式会社より販売の下記4製品

モイスクル じんわりホットアイマスク 5枚入 無香料

モイスクル じんわりホットアイマスク 10枚入 無香料

モイスクル じんわりホットアイマスク 5枚入 ラベンダー

モイスクル じんわりホットアイマスク 10枚入 ラベンダー

花王は、2007年10月に日本で『めぐリズム 蒸気でホットアイマスク』を発売し、約40度の温かな蒸気で目と目もとを包み込む新たな目もとケア提案を行い、長年にわたって市場拡大に努めてきました。今回の申立ては、アイリスオーヤマ株式会社が販売する「モイスクル じんわりホットアイマスク」シリーズの形態が『めぐリズム 蒸気でホットアイマスク』に関わる重要な権利の一つである上記意匠権を侵害しているものと判断したため行ったものです。

花王の研究所では、1990年代から本技術の開発に着手し、2007年10月に、日本でその実用化した商品である『めぐリズム 蒸気でホットアイマスク』を発売し、現在までに“ホットアイマスク”という新たな市場を確立するに至っています。長い時間をかけて広く認知され、信頼を築いてきたホットアイマスク市場が、類似品によってその信頼を損なわれることを強く懸念しています。

花王は、当社の商品に関わる知的財産権を極めて重要な経営資源と位置づけており、他社の知的財産権を尊重しつつ、自社の知的財産権が侵害されたと判断した場合は、毅然とした態度で臨んでいます。